

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和 2 年条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(対象建築物の認定等)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号オに規定する対象建築物の認定の申請をしようとする者は、対象建築物認定申請書の正本及び副本に市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る建築物について条例第 2 条第 1 号オの対象建築物として認定をしたときは、対象建築物認定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る建築物について条例第 2 条第 1 号オの対象建築物として認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した文書を当該申請者に交付するものとする。

(保存建築物の登録の申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項の規定により保存建築物の登録の申請をしようとする者は、登録申請書の正本及び副本に、それぞれ保存活用計画及び次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該建築物が対象建築物であることを証する書面

(2) 条例第3条第3項の規定による同意を得ることが必要な場合にあつては、当該同意を得たことを証する書面

(3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものの提出を省略させることができる。

3 市長は、条例第3条第2項の規定による申請を受けた場合において、条例第4条第3項の規定による通知をするときは、登録通知書により行うものとする。

4 市長は、条例第3条第2項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第4条第1項の規定による登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した文書を当該申請者に交付するものとする。

(保存活用計画)

第5条 前条第1項の規定により提出する保存活用計画は、保存活用計画書に次に掲げる図書を添付したものとする。

(1) 別表第1図書の欄に掲げる図書

(2) 保存活用計画概要書

(3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものの提出を省略させることができる。

(登録の縦覧事項等)

第6条 条例第4条第4項に規定する市長が速やかに公告することとされる規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登録年月日

(2) 保存建築物の名称

(3) 保存対象敷地の所在及び地番

2 条例第4条第4項に規定する市長がその事務所に備える図書に表示することとされる規則で定める事項は、保存活用計画概要書に記載すべき事項とする。

(変更登録の申請等)

第7条 条例第5条第1項の規定による申請をしようとする者は、変更登録申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の保存活用計画書
  - (2) 別表第1図書の欄に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）
  - (3) 変更後の保存活用計画概要書
  - (4) 条例第5条第2項において準用する条例第3条第3項の規定による同意を得ることが必要な場合にあつては、当該同意を得たことを証する書面
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものの提出を省略させることができる。
- 3 市長は、条例第5条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る保存建築物について同条第3項の規定による変更登録をしたときは、登録通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、条例第5条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る保存建築物について同条第3項の規定による変更登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した文書を当該申請者に交付するものとする。

（変更登録を要しない軽微な変更）

第8条 条例第5条第1項に規定する保存建築物登録簿に記載された事項に係る規則で定める軽微な事項の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存建築物の名称の変更
  - (2) 保存建築物の所有者の変更
  - (3) 保存建築物の所有者の氏名又は住所（法人にあつては、名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
  - (4) 設計者の変更
  - (5) 保存対象敷地の所在及び地番の変更（保存対象敷地の境界の変更を伴わない場合に限る。）
  - (6) その他市長が当該保存建築物の保存及び活用を図る上で特に支障がないと認める変更
- 2 前項各号に掲げる変更をしようとする者は、軽微な事項の変更届を提出するものとする。

（登録抹消の通知）

第9条 条例第6条第3項の規定による通知は、文書により行うものとする。

(許可を要しない行為)

第10条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為  
(現状変更の許可の申請等)

第11条 条例第7条第2項の規則で定める書類は、現状変更許可申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えたものとする。

- (1) 別表第1図書の欄に掲げる図書
  - (2) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものの提出を省略させることができる。
- 3 市長は、条例第7条第1項の許可をしたときは、現状変更許可通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、条例第7条第1項の許可をしないときは、その旨及びその理由を記載した文書を当該申請者に交付するものとする。

(建築主等の変更の届出)

第12条 現状変更許可通知書の交付を受けた者は、条例第7条第1項の許可に係る工事が完了するまでに次に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、建築主等の変更届に当該許可に係る現状変更許可通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築主を変更しようとするとき。
- (2) 工事監理者又は工事施工者を定め、又は変更しようとするとき。
- (3) 建築主、工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名の変更があったとき。

(敷地内建築物の工事に係る認定の申請等)

第13条 条例第8条第1項の認定を受けようとするものは、敷地内建築物の工事認定申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表第1(1)の部に掲げる図書
- (2) その他市長が必要と認める図書

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものの提出を省略させることができる。
- 3 市長は、条例第8条第1項の認定をしたときは、敷地内建築物の工事認定通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、条例第8条第1項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した文書を当該申請者に交付するものとする。

(認定を要しない軽微な変更)

第14条 条例第8条第1項の規則に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 敷地内建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更
- (2) 敷地内建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
- (3) 敷地内建築物の建築面積又は延べ面積が減少する場合における建築面積又は延べ面積の変更
- (4) 敷地内建築物の建築材料の変更（建築材料の性能の低下を伴わないものに限る。）
- (5) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (6) その他市長が保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為

(申請の取下げの届出)

第15条 条例第3条第2項の規定による保存建築物の登録の申請、条例第5条第1項の規定による変更登録の申請若しくは条例第7条第2項の規定による増築等の許可の申請又は第13条第1項の規定による敷地内建築物の工事に係る認定の申請をした者が、それぞれ当該申請に係る決定の通知を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、登録等申請取下届を市長に提出しなければならない。

(保存建築物の増築等の工事に係る完了検査の申請等)

第16条 条例第9条第1項の規定による申請をしようとする者は、完了検査申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第9条第2項ただし書の規則で定めるやむを得ない理由は、災害その他市長が認める事由とする。

(保存建築物の用途の変更に係る工事完了の届出)

第17条 条例第10条第1項の規定による完了の届出は、保存建築物の工事完了届を市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第10条第2項ただし書の規則で定めるやむを得ない理由は、災害その他市長が認める事由する。

(敷地内建築物の工事完了の届出)

第18条 条例第11条第1項の規定による完了の届出は、敷地内建築物の工事完了届を市長に提出することにより行うものとする。

(所有者等の変更の届出)

第19条 条例第12条第3項及び第5項の規定による届出は、保存管理責任者の選任等届を市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第12条第6項の規定による届出は、保存管理責任者の選任等届に当該保存建築物の所有者が変更したことを証する書面を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(維持管理の報告)

第20条 条例第13条第1項の保存建築物であって規則で定めるものは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第1項若しくは第2項に規定する建築物又は熊本市建築基準法施行細則(昭和46年規則第31号)第18条第1項に規定する市長が指定する建築物とする。

2 条例第13条第1項の規定による報告は、維持管理報告書に別表第2に掲げる図書を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(身分証明書)

第21条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(委員会の組織等)

第22条 条例第20条第1項の熊本市保存建築物選定委員会(以下「委員会」という。)は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、歴史的建築物又は景観等に関する高い識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第23条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、会長は、災害その他の事情により委員会の会議を招集することが困難であると認めるときは、会議の招集をせず、議事に関し書面その他の方法により委員の賛否を確認することにより、委員会の決議をすることができる。この場合において、前項中「会議に出席した委員の過半数で」とあるのは、「過半数の委員の賛成により」と読み替えるものとする。

(委員会に関する補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(書類の様式等)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類(別表第1及び別表第2に掲げるものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条、第7条、第13条関係）

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積並びに壁、通し柱、開口部及び防火戸の位置（工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに附属する工作物の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。）
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺並びに開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺並びに各階の床及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(2)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類

		する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
使用構造材料一覧表		構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
現況調査結果報告書		構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）に使用される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根、軒裏、外壁、開口部及び室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
遵法性調査書		保存活用計画を実施した場合に適用される建築基準法の遵法性（適合、既存不適格又はやむを得ず不適合の別）に係る調査結果
消防設備計画書		消防法（昭和23年法律第186号）の規定に適合することの確認に必要な事項に係る調査結果
地震又は火災等に対する安全性の向上を目的とした改修計画書		地震又は火災等に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容及び実施時期
維持管理に関する事項を記載した書面		建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要
		条例第13条の規定に基づく維持管理の報告の時期
		建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置

別表第2（第20条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、保存建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果

各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁、軒裏及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断面図	縮尺、各階の床及び天井(天井がない場合にあつては、屋根)の高さ、軒、ひさし及びけらばの出、建築物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付

別記様式（第 2 1 条関係）

身分証明書		第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
		年 月 日生
上記の者は、熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 1 9 条第 1 項 の規定による立入調査、立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。		
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日	
	熊本市長	印